

はあとメール 第33号

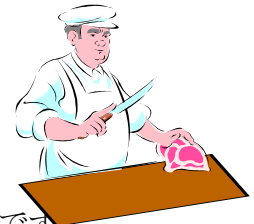
発行人 〒602-8453
 京都市上京区笹屋四
 丁目269-4 正千第2ビル5階 ☎ 075-463-2263
 住田正則

みなさん、こんにちは！ はあとメール代表の住田正則（行政書士・社会保険労務士）です。

5月に入ってから雨が多く、また、ついこの間まで肌寒さを感じていたのがゴールデンウィークあたりからぐんぐん気温も上がりだし、なんとも蒸し暑い日が多いですね！ 私も一週間ほど前（5月初め）にやや季節外れの風邪を引いてしまい、数日間意識が混濁したような感じで仕事をしていました。

皆さんも、お体にはくれぐれもお気をつけてくださいね！

折も折、富山・福井を中心に生の牛肉による食中毒が発生し、何人もの命が奪われるという痛ましい事件となっています。私自身も、いわゆる“ユッケ”は好物でして、焼肉屋さんに行けば必ずと言っていいほど注文していたのですが、残念ながら当分口にすることはできなくなりそうです。

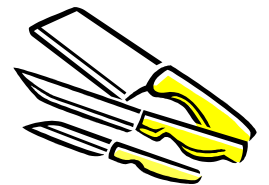


～文通で、あなたのくらしにうおいと安心を～
 「市民のみなさんと法律家（専門家）の双方向の交流を、文通によって実現していきます」

この事件に関して、保健衛生を司る行政機関である厚生労働省に批判が集まっています。生肉を提供する際の基準が定められていない、罰則規定がない、等……。しかし、私はこうした意見や批判には必ずしも賛同しません。なぜなら、役所にさまざまな追加措置を要求するということは、必然的に役所の肥大化をもたらすからです。

特に罰則規定については、これを実行するとなると多大な予算と人員が必要になります。それらは当然ながら私たちの税金でまかなわれます。そんな経済的な負担を余儀なくされてまで、私たちは監視され、管理される方を望むべきなのでしょうか。少なくとも私にとっては、それはできうる限り遠ざけたい未来の可能性のひとつであります。

お断りを入れなければならないことが、ございます。およそ2か月前の東日本大震災以来、私には、少し気を抜けばすぐに自らの政治的な見解をひとに示そうとする傾向があります。ですので、これを読まれている皆さんにおかれましては、その点を割り引きながらお読みいただければありがたいと思っています。思っています。思っています。その反面、大震災発生から2か月がたったのに、いまだ国としての今後の方針のひとかけすら明らかにしようとはしない現政府に対する不満は、日を追うごとにいやましに増してきています。（追記：5月14日になって、ようやく政府が検討しているという「東日本大震災復興特別措置法（仮称）」案が出てきました。）



政治家の不作為は、明らかな罪です。もう二度と震災前の日本には戻れない以上、誰かがこの先の道筋のアウトラインでもいいから、示さないことには始まりません。どうしても国が、政府が、それを示さないというのであれば、私たちは老いも若きも男も女も一緒になって、それぞれの新たな生き方を積極的に探していくしかない、と思っています。

『 けっこん契約書を作りますか ⑤ 』

今回からは、改めて「けっこん契約書」の意義について私の思いを述べていきたいと思います。

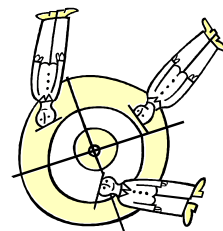
私が初めて「けっこん契約書」について考えたのは、およそ3～4年前に、母子家庭支援の活動を仲間とともにに行っていたときでした。

「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」と、日本国憲法第24条にはうたわれています。しかし現実には職場などの社会人環境において根強く広がる男性の圧倒的優位の中、離婚した後は言うに及ばず、結婚期間中も女性はかなり弱い立場に追いやられがちです。そのくせ子育てにおいては、父親よりも母親の方が求められる立場にあるために、結婚中はもとより、離婚した際にも子どもは母親が引き取るケースが多いのです。そうした結果何が起こるかといえば、男女の不平等を基礎として生まれる貧困が、将来におけるさらなる不平等や貧困をもたらすという、大変残念な負のスパイラルです。

こうした負のスパイラルを断ち切るためには、世の男性諸君には少々忍耐を強いることになるかも知れませんが、書面により強引にでも両性の平等や双方合意の重要性を明らかにするしかないと考えています。

私は、何もアメリカのような、契約と訴訟があふれかえってる社会を望むものではありません。しかし、いまこの時点の、少なくとも結婚という場面においては、多少なりとも「契約」という要素を持ち込まなければ、日本においてもまっとうな男女関係の実現はできないのではないかと、思うのです。

またしても、理屈っぽいお話になってしまいました。次回以降は、もう少し現在の日本の結婚事情に即した内容で「けっこん契約書」を語りたいと考えています。それでは、また！



「はあとメール」の活動について、ご説明いたします。



基本的に、毎月1回（15日前後）に、法律ひとくちメモやくらしのお役立ち情報などを盛り込んだ「はあとメール」を、本活動の趣旨にご賛同いただきました方々（「はあと会員」と呼びます）へ向けて郵送いたします。会員の方々は、スタッフへ向けてご質問・ご相談などのおたよりを送ることができ、それに対してのお返事をスタッフが書く、という流れで、双方の心のふれあい・意思疎通をはかります。

また、会員の方々は、スタッフが開催する相談会やセミナーに優先的にご参加いただくことができ、必要に応じて遺言・相続などの業務依頼をスタッフに発注することができます。すでに心安くしているスタッフへの依頼ですから、その安心感は格別なものになるのではないかと思います。

☆「はあと会員」会費 → 無料です！！

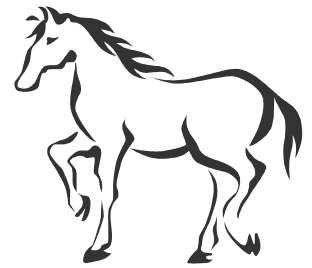
現在、はあとメールは、スタッフから集めた会費及び寄付金によって運営されており、「はあとメール」もその予算の範囲内で発行しています。

よって、少なくとも現時点においてはスタッフ以外の会員の方々には会費をご負担いただくことなくお申し込みいただくだけで、すぐに「はあとメール」をお送りいたします。さあ皆さん、ぜひぜひ「はあと会員」の輪の中にお入りください！

それと同時に、皆さまの善意による寄付を広く受け付けております。いただきました寄付金は、はあとメールの今後の活動をよりよくするための費用として大切につかわせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします！

「はあとメール」バックナンバーのお求めにも応じます。お気軽にご連絡ください！（住田 正則）

はあとメールスタッフ 橋太一の記事



みなさま、こんにちは。はあとメールスタッフの橋太一です。

現在、行政書士や社会保険労務士の国家資格がある私ですが、前回までに、商売人の家系に育ち、そして先々代が競走馬を扱う事業へと進出したこと、私も競走馬の仲介、斡旋を12年行うようになったことを書かせて頂きました。今回は血統についてのお話のつづきです。

サラブレッドやアングロアラブ種を日本語では「軽種馬」（けいしゅば）と呼ばれています。これに対し、「重種馬」（じゅうしゅば）と呼ばれる競走馬も存在します。

みなさん、北海道の「ばんえい競馬」って、お聞きになったことはありませんか？サラブレッド種の2倍近い大柄な馬です。中央競馬で走る馬の体重は概ね500 kg 前後なのに対し、重種馬は1トンあります。首も肢もとても太い。スピードを競うよりも、その「パワー」を競う為の種族です。原産地はフランス。概ね「ペルシュロン」と呼ばれています。

現在、北海道の北見、帯広、岩見沢で、この「ばんえい競馬」が行われています。サラブレッドはスピード感溢れるレースに対し、「ばんえい」では1トンのソリを曳きながら、2つの「山」を越える、全くスピード感のないレースですが、これはこれで、スローなパワーレースも面白いものです。

サラブレッドの血統を見るためには、「ブラックタイプ」と呼ばれる血統の一覧表を参考にします。…多分これは「ブラッド」(blood)を聞き間違えたものと思われます。

正確には「blood type」です。

これは、種馬の繁殖成績ではなく、繁殖牝馬の成績を表したものです。良い血統の馬は、種馬ではなく「繁殖牝馬」によって決まるためです。例えば、最上級のコシヒカリの稲があっても、それを育む「土壌」がやせ細っていても、いい「コシヒカリ」はできません。（よね、橋本さん！）いくら良い種があっても、その能力を引き出す「繁殖牝馬」でなければならない。そのため、このブラックタイプには、その繁殖牝馬に、どの種馬を交配させ、中央競馬へ入厩したのか、地方へ行ったのか、どのランクで競走を終えたのか（未勝利なのか、500万以下レースなのか、グレードレースで入賞したのか）などが記載されています。

そして、その繁殖牝馬から出た「競走馬名と勝ち鞍数」も記載されます。

全日本血統大系という、とんでもなくバカデカイ本に収録されています。まず町の本屋さんではお目にかかることはありません。

— つづく —

公正証書遺言作成手数料（めやす）

相続のいろは

○法律行為の公正証書作成手数料の基本

契約等の法律行為の公正証書作成手数料は、その目的の価額により、次のとおり定められています。

証書の作成	目的の価額	手数料
	100万円まで	5,000円
	200万円まで	7,000円
	500万円まで	11,000円
	1000万円まで	17,000円
	3000万円まで	23,000円
	5000万円まで	29,000円
	1億円まで	43,000円

◇目的の価額が1億円を超えるものについては、超過額5000万円までごとに、3億円までは13,000円、10億円までは11,000円、10億円を超えるものは8,000円を43,000円に加算します。

◇目的の価額が算定不能のもの：11,000円

◇正本・謄本代：1枚あたり250円

○公正証書遺言作成の手数料 遺言公正証書作成の場合は、次のように算定します。

- ① 相続及び遺贈を受ける者が2人以上ある場合、各相続人及び受遺者ごとに、その目的の価額（その人が受け取る利益の総額）によって手数料を算定し、それを合算した額を目的の価額として算定します。
- ② 祭祀主宰者の指定、認知、未成年後見人の指定等は、独立の法律行為として算定不能として算定し、11,000円となります。
- ③ 目的の価額の総額が1億円以下の場合は、遺言加算として11,000円を加算します。
- ④ 遺言の撤回だけの場合は、原則として11,000円ですが、撤回して、新たな遺言をする場合は、新たな遺言により手数料を算定します。
- ⑤ 秘密証書遺言は、11,000円です。
- ⑥ 病院や自宅に出張する場合は、病床執務加算として通常の手数料の額にその2分の1を加算します。出張の費用として、日当一人当たり20,000円（4時間以内は10,000円）と交通費（実費）がかかります。
- ⑦ 具体例 例えば、9,000万円の遺産を半分ずつ相続人A、Bに相続させ、祭祀 主宰者を定めた場合は、次のように算定します。

相続人Aの取得額分（4,500万円）：29,000円、相続人Bの取得額分（4,500万円）：29,000円、祭祀主宰者の指定：11,000円、遺言加算：11,000円、合計8万円です（これに、正謄本代が必要であり、出張の場合には、⑥の加算と旅費、日当等が必要となります。）。

～「相続」に関するご質問・ご相談は～

「ひとが大事。」の夕映舎 住田正則（行政書士・社会保険労務士）までお願いいたします。
ご連絡先：TEL/FAX 075-761-2109（お急ぎの方は、携帯 090-3872-8406まで）